

公共事業再評価対象事業の県対応方針の決定について

～ 公共事業の再評価について、8事業を「事業継続」と決定しました ～

令和7年9月4日に開催された「第55回群馬県公共事業再評価委員会」の意見を踏まえ、以下の8事業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。

今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

【対応方針一覧(全て県事業)】

議案	区分	事業名	路河川名・地区名	事業場所	県対応方針
第1号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業 (道路改築)ほか	(一)南新井前橋線 4期工区	前橋市、榛東村、 吉岡町	事業継続
第2号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業 (河川改修)	(一)碓氷川外	高崎市、安中市	事業継続
第3号議案	河川	大規模特定河川事業	(一)男井戸川	伊勢崎市	事業継続
第4号議案	河川	大規模特定河川事業	(一)休泊川	太田市、大泉町	事業継続
第5号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業 (河川改修)	(一)多々良川	邑楽町	事業継続
第6号議案	林道	農山漁村地域整備交付金事業 ほか	奥山六車線	下仁田町、 南牧村	事業継続
第7号議案	ほ場整備	県営水利施設等保全高度化 事業	笠張地区	渋川市	事業継続
第8号議案	農地 防災	県営農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)	大谷牛秣地区	藤岡市	事業継続

【公共事業再評価制度とは？】

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催し、その意見を最大限尊重し、県の対応方針を決定するものです。